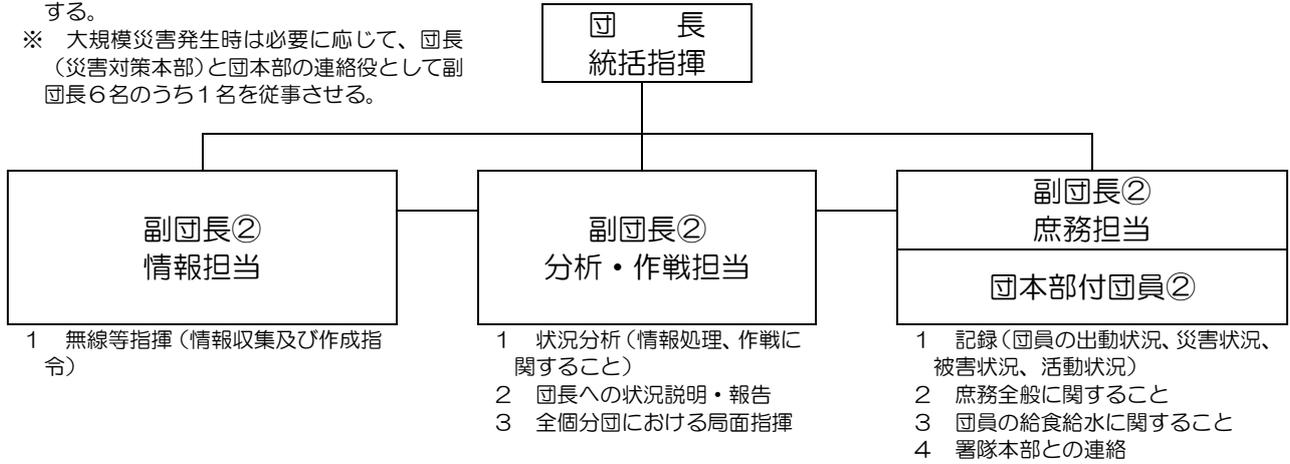


第 2 章 例規・協定・基準

町田市消防団震災・水災時任務分掌

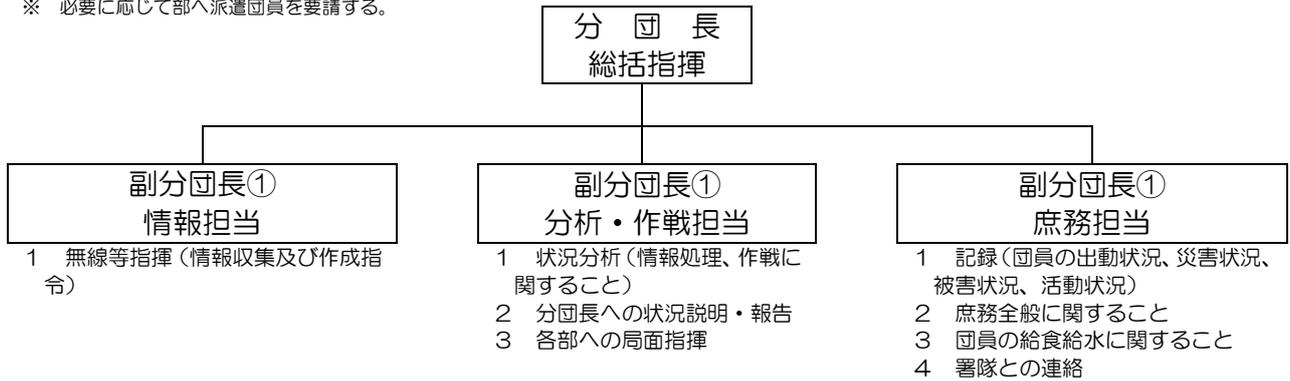
統合災害対策本部（団本部）

- ※ 必要に応じて分団本部へ派遣団員を要請する。
- ※ 大規模災害発生時は必要に応じて、団長（災害対策本部）と団本部の連絡役として副団長6名のうち1名を従事させる。

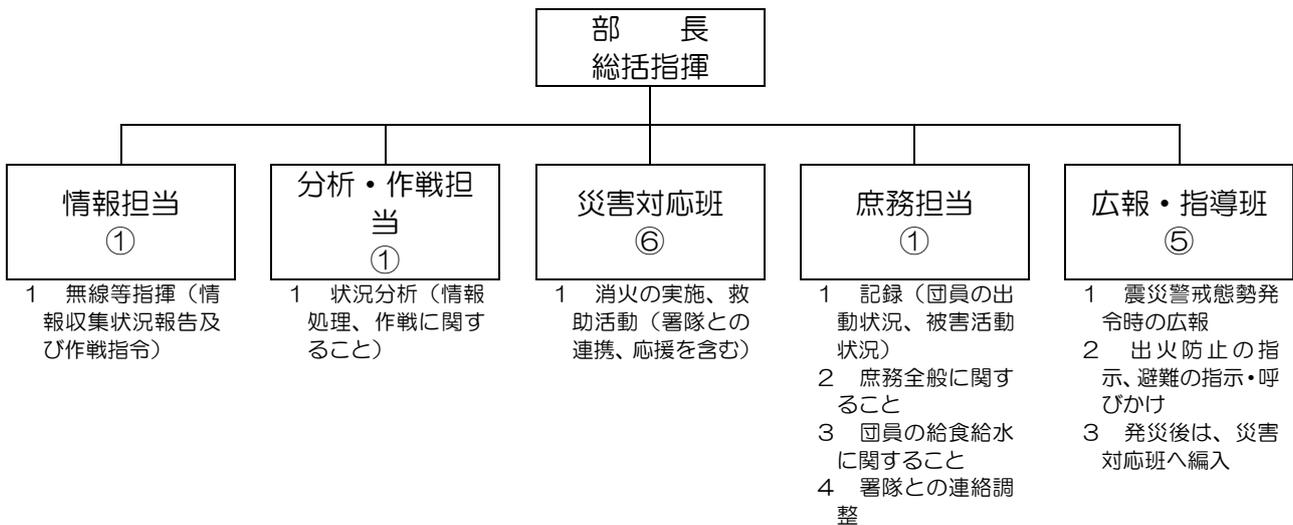


地区災害対策本部（分団本部）

- ※ 必要に応じて部へ派遣団員を要請する。



現場指揮



○の中の数字は、各々の人数を表している。



気象庁震度階級

階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛びこもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁震度階級関連解説表

気象注意報・警報の種類・発表基準

令和5年6月8日現在

町田市	府県予報区	東京都
	一次細分区域	東京地方
	市町村等をまとめた地域	多摩南部

警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	144	
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=19.1, 恩田川流域=11.4, 鶴見川流域=12.1, 真光寺川流域=6, 麻生川流域=10.1	
		複合基準*1	境川流域=(9, 18.9), 鶴見川流域=(9, 11.6), 真光寺川流域=(15, 4.8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=15.2, 恩田川流域=9.1, 鶴見川流域=9.6, 真光寺川流域=4.8, 麻生川流域=8	
		複合基準*1	境川流域=(6, 15.2), 恩田川流域=(6, 9.1), 鶴見川流域=(6, 9.6), 真光寺川流域=(10, 3.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

出典: 気象庁 警報・注意報発表基準一覧表

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「住家全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「住家半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「大規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
- (5) 「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
- (6) 「半壊」とは、住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
- (7) 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準する程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物と

被害程度の認定基準

する。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生件数

地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

出典：東京都地域防災計画 震災編

災害の被害認定基準について（府政防 670 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和5年12月現在)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類		救助の程度及び方法		救助の期間
		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用 一人一日当たり 340 円 その費用の種類は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(一) 法第四条第一項第一号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>(二) 法第四条第二項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</p> <p>二 避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生日から7日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与する。</p>	<p>一 建設型応急住宅</p> <p>(一) 設置に当たっては原則として、公有地を利用する。適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。</p> <p>(三) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>(五) 供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原</p>	<p>一 建設型応急住宅の設置については、災害発生日から 20 日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 賃貸型応急住宅は、災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>三 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四</p>

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
		<p>状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずる。 借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	項に規定する期限内とする。																					
炊き出し その他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出し その他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物により行う。</p>	実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり 1,230 円以内とする。																					
	飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。	実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料</p>	<p>支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又はこの表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月～9月)</th> <th>冬季 (10月～翌年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一人世帯</td> <td>19,200円</td> <td>31,800円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>24,600円</td> <td>41,100円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>36,500円</td> <td>57,200円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>43,600円</td> <td>66,900円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>55,200円</td> <td>84,300円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季 (4月～9月)	冬季 (10月～翌年3月)	世帯区分			一人世帯	19,200円	31,800円	二人世帯	24,600円	41,100円	三人世帯	36,500円	57,200円	四人世帯	43,600円	66,900円	五人世帯	55,200円	84,300円	災害発生の日から 10 日以内とする。
季別	夏季 (4月～9月)	冬季 (10月～翌年3月)																						
世帯区分																								
一人世帯	19,200円	31,800円																						
二人世帯	24,600円	41,100円																						
三人世帯	36,500円	57,200円																						
四人世帯	43,600円	66,900円																						
五人世帯	55,200円	84,300円																						

救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		救助の期間																							
			<table border="1"> <tr> <td>六人以上の世帯</td> <td>55,200 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 8,000 円を加算した額</td> <td>84,300 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 11,600 円を加算した額</td> </tr> </table> <p>二 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季 (4月～9月)</th> <th>冬季 (10月～翌年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>6,300 円</td> <td>10,100 円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>8,400 円</td> <td>13,200 円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>12,600 円</td> <td>18,800 円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>15,400 円</td> <td>22,300 円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>19,400 円</td> <td>28,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>六人以上の世帯</td> <td>19,400 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 2,700 円を加算した額</td> <td>28,100 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 3,700 円を加算した額</td> </tr> </table>	六人以上の世帯	55,200 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 8,000 円を加算した額	84,300 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 11,600 円を加算した額	季別	夏季 (4月～9月)	冬季 (10月～翌年3月)	一人世帯	6,300 円	10,100 円	二人世帯	8,400 円	13,200 円	三人世帯	12,600 円	18,800 円	四人世帯	15,400 円	22,300 円	五人世帯	19,400 円	28,100 円	六人以上の世帯	19,400 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 2,700 円を加算した額	28,100 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 3,700 円を加算した額	
六人以上の世帯	55,200 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 8,000 円を加算した額	84,300 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 11,600 円を加算した額																										
季別	夏季 (4月～9月)	冬季 (10月～翌年3月)																										
一人世帯	6,300 円	10,100 円																										
二人世帯	8,400 円	13,200 円																										
三人世帯	12,600 円	18,800 円																										
四人世帯	15,400 円	22,300 円																										
五人世帯	19,400 円	28,100 円																										
六人以上の世帯	19,400 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 2,700 円を加算した額	28,100 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 3,700 円を加算した額																										
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。</p> <p>二 医療は救護班によって行う。 ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできる</p>	<p>支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p>	災害の発生の日から 14 日以内とする。																								

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
	<p>るもの。</p> <p>三 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>(一) 診療</p> <p>(二) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(三) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(四) 病院又は診療所への収容</p> <p>(五) 看護</p>			
	助産	<p>一 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。</p> <p>二 助産は次の範囲内において行う。</p> <p>(一) 分べんの介助</p> <p>(二) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</p>	<p>分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出		<p>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行う。</p>	<p>支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。</p>	<p>修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
	日常生活に必要な最小限度	<p>次のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない</p>	<p>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>一 二に掲げる世帯以外の世帯 706,000円</p>	<p>災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の</p>

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
の部分 の修理	い者 二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	三 第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	一 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。 二 被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行う。 (一) 教科書 (二) 文房具 (三) 通学用品	支出できる費用は、次の額以内とする。 一 教科書代 (一) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和三十二年法律第三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (二) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき 4,800 円 中学校生徒一人につき 5,100 円 高等学校等生徒一人につき 5,600 円	災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については、15 日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>(一) 棺(附属品を含む。)</p> <p>(二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(三) 骨つぼ及び骨箱</p>	支出できる費用は、一体当たり、大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とする。	災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から 10 日以内とする。
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>(一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(二) 死体の一時保存</p> <p>(三) 検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体当たり 3,500 円以内の額とする。</p> <p>二 死体の一時保存のための費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体を一時収容するために既存建物を利用する場合 ：当該施設の借上費について通常の実費の額 ・ 既存建物を利用できない場合 ：一体当たり 5,500 円以内 ・ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 <p>三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	災害発生の日から 10 日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が138,700円以内の額とする。	災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	費用の支出は、次に掲げる事項に対して行う。 (一) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (二) 医療及び助産 (三) 被災者の救出 (四) 飲料水の供給 (五) 死体の搜索 (六) 死体の処理 (七) 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

【実費弁償のため支出できる費用】

災害救助法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	22,200円	勤務一時間当たりの日当の額(日当の額を七・七五で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第十五条第一項及び第二項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)第二条第二項の規定により一級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300円		
薬剤師	18,400円		
保健師、助産師及び看護師	17,300円		
准看護師	14,200円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300円		
歯科衛生士	14,900円		
救急救命士	17,700円		
土木技術者及び建築技術者	16,600円		
大工	27,600円		
左官	29,500円		
とび職	29,900円		

※ 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する業者(土木業者・建築業者、鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送業者、港湾運送業者)及びその従業者に対する実費弁償のために支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

【救助事務費】

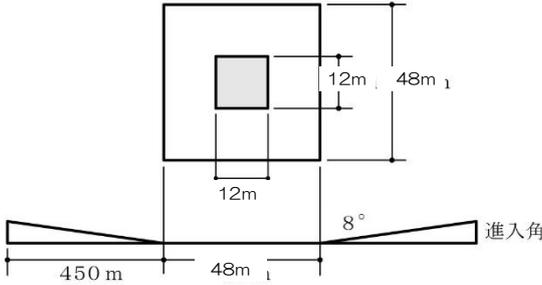
範囲	限度額等																
<p>救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。</p> <p>(一) 時間外勤務手当 (二) 賃金職員等雇上費 (三) 旅費 (四) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) (五) 使用料及び賃借料 (六) 通信運搬費 (七) 委託費</p>	<p>一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三千万円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の十</td> </tr> <tr> <td>三千万円を超え六千万円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の九</td> </tr> <tr> <td>六千万円を超え一億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の八</td> </tr> <tr> <td>一億円を超え二億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の七</td> </tr> <tr> <td>二億円を超え三億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の六</td> </tr> <tr> <td>三億円を超え五億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">百分の五</td> </tr> <tr> <td>五億円を超える部分</td> <td style="text-align: center;">百分の四</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 前号の救助事務費以外の費用の額は、別表第一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。</p>	国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合	三千万円以下の部分	百分の十	三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九	六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八	一億円を超え二億円以下の部分	百分の七	二億円を超え三億円以下の部分	百分の六	三億円を超え五億円以下の部分	百分の五	五億円を超える部分	百分の四
国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合																
三千万円以下の部分	百分の十																
三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九																
六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八																
一億円を超え二億円以下の部分	百分の七																
二億円を超え三億円以下の部分	百分の六																
三億円を超え五億円以下の部分	百分の五																
五億円を超える部分	百分の四																

出典：災害救助法施行細則（令和5年東京都規則第102号）

ヘリポートの設置基準

		条件区分	標 準
発着基準		OH-1	
		UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
		UH-60JA (中型機)	
		SH-60J (中型機)	
		CH-47J CH-47JA (大型機)	

ヘリポートの設置基準

	<p>EC-225</p>	
<p>表示要領</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる <ol style="list-style-type: none"> (1) 布製 (2) 風速 25m/秒に耐えられる強度 	

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

都知事管理河川注意度基準表

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	(解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸閘	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	(解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

出典：東京都水防計画

町田市防災会議条例

(昭和38年9月25日 条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、町田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 町田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平18条例3・平26条例30・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 都の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 市の教育委員会の教育長
 - (5) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 市の消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 町内会長及び自治会長のうちから市長が委嘱する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、40人以内とする。
- 7 第5項第9号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(平16条例2・平18条例3・平26条例30・一部改正)

(幹事)

第4条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。
(平18条例3・追加)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(平18条例3・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(平18条例3・旧第4条繰下・一部改正、令2条例30・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 1 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 8 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

町田市防災会議委員名簿

(2024年3月1日現在)

会長	町田市長	委員	町田市医師会長
委員	町田市副市長	//	町田市歯科医師会長
//	町田市副市長	//	町田市薬剤師会長
//	町田市議会議長	//	日本郵便(株)町田郵便局長
//	町田市議会 総務常任委員会委員長	//	東日本旅客鉄道(株)町田駅長
//	町田市議会 健康福祉常任委員会委員長	//	小田急電鉄(株)町田駅管区長
//	町田市議会 文教社会常任委員会委員長	//	京王電鉄(株)相模原管区長
//	町田市議会 建設常任委員会委員長	//	東京急行電鉄(株)長津田駅長
//	町田市議会 災害対策委員会委員長	//	神奈川中央交通(株)町田営業所長
//	陸上自衛隊第 1 師団 第 1 施設大隊長	//	(株)NTT 東日本 東京西支店長
//	東京都建設局南多摩東部建設事務所長	//	東京電力パワーグリッド(株) 多摩総支社長
//	東京都水道局多摩給水管理事務所長	//	東京ガス(株)東京西支店長
//	警視庁町田警察署長	//	ヤマト運輸(株)町田中央営業所長
//	警視庁南大沢警察署長	//	小田急バス(株)新百合ヶ丘営業所長
//	東京消防庁町田消防署長	//	東京都獣医師会 町田支部会長
//	町田市教育委員会教育長	//	東京都 LP ガス協会 南多摩支部町田部会会長
//	町田市民病院事業管理者	//	町田市町内会・自治会連合会長
//	町田市消防団長	//	和光大学 教授

町田市防災会議運営規則

(令和2年10月30日 規則第94号)

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市防災会議条例(昭和38年9月町田市条例第22号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、町田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、審議すべき事案及び理由を示して、会長に防災会議の招集を請求することができる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、防災会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集の通知)

第3条 会長は、防災会議の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(書面による審議)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を発議することができる。

2 書面による審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による審議における防災会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(代理出席)

第5条 委員(当該委員が属する団体を代表する者として委嘱された者に限る。)は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、代理人を会議に出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を会議に出席させようとする委員は、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災安全部防災課において処理する。

(委任)

第7条 防災会議は、条例第2条に規定する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、前項の規定による委任を受けた事務を処理したときは、防災会議に報告しなければならない。

3 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

町田市災害対策本部条例

(昭和38年9月25日 条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、町田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平26条例30・一部改正)

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室をおく。

2 本部長室に属すべき職員は、町田市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

4 本部に属するその他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は町田市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年1月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月8日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

町田市災害対策本部条例施行規則

(昭和 39 年 6 月 30 日 規則第 13 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、町田市災害対策本部条例(昭和 38 年 9 月町田市条例第 23 号)第 2 条及び第 4 条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(令 4 規則 40・一部改正)

(本部長室の所掌事務)

第 2 条 本部長室は、次の事項について町田市災害対策本部(以下「本部」という。)の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示及び誘導に関すること。
- (4) 政府機関、東京都、他市町村及び公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- (5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (6) 本部会議の招集に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(令 4 規則 40・一部改正)

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次のものをもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害統括部長(以下「統括部長」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(平 20 規則 29・一部改正)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(平 19 規則 20・一部改正)

(災害統括部長)

第 5 条 災害統括部長は、防災安全部長をもって充てる。

(平 20 規則 29・追加、平 29 規則 28・一部改正)

(本部員)

第 6 条 本部員は、教育長、町田市組織規則(平成 12 年 3 月町田市規則第 16 号)第 9 条第 1 項に規定する部長及び所長、政策経営部経営改革室長、政策経営部デジタル戦略室長、政策経営部広報担当部長、会計管理者、市民病院事務部長、議会事務局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、防災安全部防災課長並びに町田市消防団長の職にある者をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、町田市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(平 19 規則 20・一部改正、平 20 規則 29・旧第 5 条線下・一部改正、平 29 規則 28・令 4 規則 40・令 4 規則 71・一部改正)

(対策部、班の名称及び分掌事務)

第 7 条 対策部に班を置き、対策部、班の名称及びその分掌する事務は、市長が別に定める。

2 対策部に部長、副本部長及び班長及び副班長を置く。

3 対策部に属すべき職員は、当該対策部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから当該対策部の部長が命ずる。

4 第 1 項及び前項に規定するもののほか、対策部の編成について必要な事項は、当該対策部の部長が定める。

(平 19 規則 20・一部改正、平 20 規則 29・旧第 6 条線下、平 25 規則 64・一部改正)

(本部会議)

第 8 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議を招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に町田市を管轄する消防署長が指名する消防吏員その他の本部の職員以外の者の出席を求めることができる。

(平 20 規則 29・旧第 7 条線下、令 4 規則 40・一部改正)

(本部会議事務局)

第 9 条 本部会議を迅速かつ適切に運営するため、本部会議に事務局を置く。

- 2 本部会議事務局は、本部班長、本部班長が指名する職員及び本部連絡員をもって組織する。

- 3 本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、市及び防災関係機関相互の情報交換及び連携の強化に努める。

(平 20 規則 29・旧第 8 条線下)

(職務権限)

第 10 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

(平 20 規則 29・旧第 9 条線下、令 4 規則 40・一部改正)

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、町田市災害対策本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 25 規則 64・追加)

附 則

この規則は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 42 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 5 月 11 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 8 月 10 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 7 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 9 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 8 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年 7 月 25 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 50 年 8 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 1 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する(後略)。

附 則(昭和 53 年 9 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 24 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 7 月 1 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日規則第 20 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

町田市災害対策本部条例施行規則

2 この規則の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により、その任期中に限り在職するものとされた収入役については、この規則による改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 8 月 12 日規則第 64 号)

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 22 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 14 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

町田市防災行政用無線局管理運用規程

(平成元年3月31日 規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、町田市地域防災計画に基づく災害に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する町田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理、運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局と通信する相手局となる送受信（屋外拡声子局）又は受信（屋内戸別受信機）設備をいう。
- (4) 移動系親局 陸上移動局と通信する基地となる無線局をいう。
- (5) 中継局 固定系親局と固定系子局及び移動系親局と陸上移動局との間の通信を中継するための無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 移動系親局と通信する相手局をいう。
- (7) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、市長が別に定める。

(平27規程8・一部改正)

(無線局の総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災安全部長の職にある者をもって充てる。

(平20規程12・令3規程15・一部改正)

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災安全部防災課長の職にある者をもって充てる。

(平20規程12・令3規程15・一部改正)

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 無線局に管理者を置く。

- 2 固定系親局及び移動系親局の通信操作を行う部署並びに移動系親局の遠隔制御器及び陸上移動局の通信操作を行う部署に管理者を置く。
- 3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 4 管理者は、当該部署の長をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正配置に努めなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（第1号様式）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(第2号様式甲・乙)の記載を行う。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(第3号様式)の写し及び無線局業務日誌を整理保管しておくものとする。なお、電波法の定めにより、無線局業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存するものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要領によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検 無線設備の外観を主として点検する。

(2) 月点検 月1回、無線設備の異常の有無、簡単な機能の検査を行う。

(3) 年点検 年2回以上、電波の質及び無線設備の総合機能点検を行う。

2 前項第2号及び第3号の点検項目については、無線設備の点検表(第4号様式甲・乙)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者

(2) 月点検は管理責任者

(3) 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎年1回以上

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(市長部局以外に設置する遠隔制御器等の管理、運用)

第16条 市長部局以外に設置する移動系親局の遠隔制御器及び陸上移動局の管理、運用については、別に定める運用要領によるものとする。

(非常持ち出し用陸上移動局の管理、運用)

第17条 非常時に持ち出す陸上移動局の管理、運用については、別に定める運用要領によるものとする。

(屋内戸別受信機の管理等)

第18条 固定系子局の屋内戸別受信機の管理及び取扱いについては、別に定める取扱要領によるものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理、運用について必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年5月8日規程第7号)

この規程は、平成4年5月11日から施行する。

附 則（平成6年5月17日規程第10号）

この規程は、公表の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年2月20日規程第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年4月9日規程第10号）

この規程は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成20年3月31日規程第12号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規程第8号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の町田市防災行政用無線局管理運用規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月15日規程第15号）

（施行期日）

1 この規程は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の第3号様式及び第4号様式甲による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 50 年 10 月 1 日 条例第 52 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)および同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、町田市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、当該兄弟姉妹(死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難たいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 39・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(平15条例21・改称)

(災害障がい見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(平15条例21・一部改正)

(災害障がい見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平15条例21・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

(平15条例21・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、無利子とする。ただし、保証人を立てない場合の据置期間経過後は、延滞の場合

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例

を除き年1パーセントの利率とする。

- 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(令元条例8・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 償還金の支払猶予、免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例8・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和52年4月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年6月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年7月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月26日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成15年3月31日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月7日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年9月30日条例第8号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年10月8日 規則第34号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、町田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年10月町田市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査票（第1号様式）により次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令4規則11・一部改正)

(必要書類の提出)

第3条 市長は、町田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(平15規則16・改称)

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平15規則16・令4規則11・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、町田市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、法別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（第2号様式）を出させるものとする。

(平15規則16・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額並びに償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(令元規則22・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間および償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第4号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(第5号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、災害援護資金借用書(第6号様式。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は、当該保証人の連署した借用書)に、借受人の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び当該保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(令元規則22・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第8号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(第10号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(端数の処理)

第14条 条例第15条第2項の規定により、資金を元利均等償還の方法で償還する場合において、1回の償還金額に100円未満の端数があるときは、第1回の償還すべき額にこれを加える。

2 条例第15条第3項に規定する違約金に100円未満の端数があるとき、又はその違約金の額が500円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間および支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第13号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護償還免除不承認通知書（第16号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（平15規則16・令元規則22・一部改正）

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名または住所の変更届等）

第18条 借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届（第17号様式）により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

（平15規則16・一部改正）

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年4月7日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成15年3月31日規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月14日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市老人保護費負担金徴収規則、町田市助産施設における助産の実施及び費用徴収規則、町田市知的障がい者保護費負担金徴収規則、町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、町田市身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委託に係る費用の徴収規則、町田市母子生活支援施設における母子保護の実施及び費用徴収規則、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、町田市民病院使用条例施行規則、町田市老人医療事務取扱細則、町田市営住宅条例施行規則、町田市保育の実施に関する条例施行規則、町田市手数料条例施行規則、町田市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例施行規則及び町田市保育運営費徴収条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月15日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

町田市災害見舞金支給規則

(平成8年4月30日 規則第22号)

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規則は、町田市の区域内に住所を有する者が、災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に至らない火災、風水害、震災その他これに類する事故をいう。
- 二 住家 専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいるもの(アパート等においてはその専用部分をいう。)をいう。
- 三 全焼(全壊) 住家の焼失損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50パーセント以上に達した程度ものをいう。
- 四 半焼(半壊) 住家の焼失損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の程度のも又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満の程度ものをいう。
- 五 床上浸水 住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積等により一時的に居住することができないものをいう。

(見舞金)

第3条 町田市内で発生した災害により、被害を受けた住家の世帯主等に対して、見舞金を贈る。

2 見舞金は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 住家の全焼(全壊) 一世帯につき50,000円
- 二 住家の半焼(半壊)又は床上浸水 一世帯につき30,000円

3 前項の場合において、寮、寄宿舍等は、全体をもって一世帯とみなす。ただし、管理人については、その居住状況に依りて一世帯とみなすことができる。

(弔慰金)

第4条 災害により死亡した市民の遺族に対して弔慰金を贈る。

2 弔慰金は、死亡した者一人につき100,000円とする。

(弔慰金の受給者)

第5条 弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次のとおりとする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、被災者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹

2 弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序による。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養祖父母を先にし、実祖父母を後にする。

(支給の決定)

第6条 市長は、第三条及び第四条の規定による被害の認定については、町田市災害見舞金(弔慰金)支給調査書(第一号様式)により調査し、見舞金又は弔慰金の支給を決定する。

2 災害により負傷した時から48時間経過後に死亡した者又は市街において死亡した者の遺族が、弔慰金の支給を受けようとするときは、災害事故死亡確認申請書(第二号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給)

第7条 市長は、見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、速やかに支給し、領収書(第三号様式)を徴する。

(支給の制限)

第8条 災害が、被災者又はその遺族（第五条に規定する遺族に限る。）の故意又は重大な過失によるものである場合は、この規則に規定する見舞金及び弔慰金は、支給しない。
（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

協 定 等 の 一 覧

2021年3月31日現在

協定等の一覧

1 自治体間相互応援協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
1	災害時における相互援助に関する協定書	長野県 長野市	1995年9月29日	-
2		長野県 南佐久郡 川上村	1995年10月7日	-
3		山形県 東置賜郡 川西町	1995年10月22日	-
4		山梨県 南巨摩郡 富士川町	1995年11月25日	2010年10月22日
5		神奈川県 相模原市	2002年1月16日	-
6		神奈川県 大和市	2009年12月17日	-
7		神奈川県 横浜市	2011年11月11日	-
8		神奈川県 川崎市	2015年3月11日	-
9	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	1996年3月1日	-
10	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内13町村、特別区23区、26市	2021年12月27日	-

2 包括連携協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
11	町田市と三井住友海上保険株式会社との包括連携協定	三井住友海上保険株式会社	2018年7月11日	-
12	町田市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険株式会社	2018年10月9日	-
13	町田市と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	2018年11月7日	-
14	町田市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2019年3月25日	-
15	町田市と日本生命保険相互会社町田支社との包括連携協定	日本生命保険相互会社町田支社	2022年10月12日	-
16	町田市と野村不動産ライフ&スポーツ株式会社との包括連携協定	野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2022年12月26日	-
17	町田市と株式会社明治関東支社との包括連携に関する協定	株式会社明治関東支社	2023年4月26日	-

3 消防団関係

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
18	消防団相互応援協定	神奈川県 相模原市	1967年2月25日	2009年8月31日
19		神奈川県 大和市	1967年2月25日	-
20		多摩市	1969年11月24日	-
21		八王子市	1970年2月13日	-
22		神奈川県 川崎市	1999年8月31日	-
23		神奈川県 横浜市	2000年3月29日	-
24	モデル少年消防クラブに関する覚書	町田消防少年団	2011年2月24日	-
25	町田市消防団員に対する住宅提供に関する協定	東京都住宅供給公社	2022年3月7日	-

4 生活インフラ（給水・排水・消火栓）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
26	災害時における応急給水に関する協力協定書	学校法人桜美林学園	2006年5月1日	-
27	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局	2013年7月19日	-
28	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局	2013年7月19日	-
29	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	東京都水道局	2015年3月31日	-
30	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	東京都水道局	2018年10月2日	-
31	避難所（都立学校）における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	東京都水道局	2020年2月18日	-

5 生活インフラ（停電復旧）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
32	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社 東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	2020年12月18日	-
33	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社 東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	2022年2月10日	-

6 生活インフラ（下水道復旧・し尿処理）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
34	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	2011年9月1日	-
35	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定書	株式会社 町田清掃社	2013年12月18日	-
36	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	2016年10月3日	-
37	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	株式会社 町田清掃社	2016年10月3日	-
38	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局 公益財団法人 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合	2018年10月29日	-
39	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	東京都下水道局 公益財団法人 東京都都市づくり公社 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 関東支部	2021年3月19日	-

7 災害廃棄物処理

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
40	多摩ニュータウン環境組合及び同組合の構成市間におけるごみ処理応援体制実施協定書	多摩ニュータウン環境組合及び八王子市、多摩市	2015年4月1日	-
41	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書	多摩地域に存する市町村及び清掃関係一部事務組合（計38団体）	2020年4月1日	-
42	災害時における災害廃棄物処理等に関する協定書	廃棄物収集運搬事業者29社	2023年2月1日～	-

8 調達輸送

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
43	災害時における米穀調達に関する協力協定	町田市米穀小売商組合	1979年11月29日	2006年8月1日
44	災害時における燃料類調達に関する協力協定	日本瓦斯株式会社	1980年3月19日	-
45		アストモスリテイリング株式会社 関東カンパニー	1980年3月19日	-
46		一般社団法人東京都 LP ガス協会 南多摩支部町田部会	1980年3月19日	2018年8月20日

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
47	災害時における物資調達に関する協力協定	株式会社小田急百貨店 町田店	1980年3月19日	-
48		小田急OX玉川学園店	1980年3月19日	-
49		株式会社西友 町田店	1980年3月19日	-
50		株式会社東急百貨店 町田東急ツインズ	1982年1月14日	-
51	災害時における災害応急対策及び被災者救済への協力に関する協定	株式会社ダイエー	1980年3月19日	2008年7月1日
52	災害時における物資調達に関する協力協定	相鉄ローゼン株式会社 成瀬店	1982年1月14日	-
53		株式会社三和	1999年4月1日	-
54	災害時における軽自動車輸送の協力に関し町田市と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 多摩支部	1996年6月25日	-
55	災害対策用貨物自動車供給に関する協定	一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部第七地区	2000年8月11日	-
56	災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書	町田市農業協同組合	2005年6月20日	-
57	災害時における資機材等の提供に関する覚書	東京消防庁 町田消防署	2007年2月1日	2009年4月20日
58		警視庁 町田警察署	2007年2月1日	2009年4月20日
59		警視庁 南大沢警察署	2009年4月20日	-
60	災害時における災害応急対策及び被災者救済への協力に関する協定	株式会社東急ストア	2008年12月1日	-
61		株式会社ミスターマックス	2009年4月30日	-
62	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	東京都石油商業組合町田支部	2010年3月19日	-
63	災害時における飲料水供給等に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	2010年11月10日	-
64	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	2012年3月12日	-
65	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園	2013年11月20日	-
66	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	ベクセス株式会社	2015年3月25日	-
67	災害時における物資の供給及び輸送に関する協定	一般社団法人町田青年会議所	2015年10月21日	-
68	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	2016年4月19日	-
69	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	2016年5月20日	-
70	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	2017年9月11日	-
71	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5,000枚の約束」プロジェクト実行委員会	2017年9月11日	-
72	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社 多摩主管支店	2018年8月2日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
73	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	2019年1月30日	-
74	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 東京第二支社	2020年12月10日	-
75	災害時における給電車両貸与に関する協定書	トヨタモビリティ東京株式会社	2020年12月14日	-
76	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	2021年1月29日	-
77	災害時における物資調達及び車両の支援等に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2022年4月18日	-
78		日産東京販売株式会社及び日産自動車株式会社	2024年3月1日	-
79	災害時における給電車両貸与に関する協定	S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS &D西東京株式会社	2024年3月1日	-
80		飛鳥交通カンツリー株式会社	2024年3月1日	-

9 施設利用

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
81		学校法人明泉学園鶴川高等学校 (現・フェリシア高等学校)	1980年3月11日	-
82		学校法人桜美林学園	1980年4月1日	1996年8月1日
83	災害時における避難場所に関する覚書	学校法人国士舘大学	1980年4月17日	2018年7月2日
84		和光中学校・高等学校	1980年4月25日	-
85		学校法人昭和薬科大学	1995年12月15日	-
86		学校法人玉川学園	1996年2月1日	-
87	避難施設及び避難広場利用に関する協定	日本大学第三学園	1980年3月14日	2024年3月1日
88	災害時における避難場所に関する協定	株式会社乗馬クラブクレイン	2006年2月1日	-
89		学校法人育英学院サレジオ工業高等専門学校	2007年5月1日	-
90		東京都立小川高等学校	2008年1月1日	-
91		東京都立成瀬高等学校	2008年1月1日	-
92	避難所施設利用に関する協定	東京都立野津田高等学校	2008年1月1日	-
93		東京都立山崎高等学校	2008年1月1日	-
94		東京都立町田総合高校	2008年1月1日	2010年6月10日
95	災害時における施設使用等に関する協定	東京都総務局	2008年7月16日	2015年7月24日

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
96	避難所施設利用に関する協定	東京都立町田工業高等学校	2008年8月1日	-
97		東京都立町田高等学校	2008年8月12日	-
98		学校法人東京家政学院大学	2008年11月21日	-
99	水害発生時施設利用に関する協定	町田市農業協同労働組合（JA）堺支店	2008年11月11日	2015年1月30日
100		学校法人法政大学	2008年11月17日	-
101	避難広場施設利用に関する協定	学校法人明泉学園（現・フェリシアこども短期大学）	2014年11月7日	-
102		学校法人日本大学	2023年11月1日	-
103	災害時における施設等の提供協力に関する協定	レンブラントホテル（有限会社PAM・J）	2015年6月30日	-
104		専修学校 河合塾町田校	2015年10月7日	-
105		メガロス町田（野村不動産ライフ&スポーツ株式会社）	2016年4月13日	-
106	風水害及び土砂災害時における避難施設としての施設使用に関する覚書	大善倶楽部（下小山田町内会）	2016年3月31日	-
107	風水害及び土砂災害時における避難施設としての施設使用に関する覚書	上小山田町内会 田中谷戸地区	2017年3月24日	-
108	災害時等における施設提供に関する協定書	町田ローンテニスクラブ	2019年2月17日	-
109	災害時における施設使用等に関する協定	東京都	2019年3月31日	-
110	災害時における施設等の提供に関する協定	東京急行電鉄株式会社	2019年5月20日	-
111	風水害時の避難施設利用に関する協定	株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ	2019年10月31日	-
112	飛行場外離発着上としての土地使用について	東京消防庁 町田消防署	2020年10月1日	-

10 人命救助・応急対策

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
113	災害救助犬の出動に関する協定	一般社団法人 ジャパンケネルクラブ	1999年8月19日	-
114	災害時における人命救助に関する協定書	町田市管工事協同組合	2001年10月1日	-
115	災害時における車両の撤去協力に関する協定	有限会社カーレスキュー塚本	2003年8月1日	2013年3月28日
116	災害救助犬の出動に関する協定書	NPO 法人日本救助犬協会	2005年3月25日	-
117	災害時における人命救助及び応急復旧に関する協定書	一般社団法人 町田市建設業協会	2006年5月1日	2015年9月30日
118	災害時における応急活動に関する協力協定	一般社団法人 東京都自動車整備振興会 町田支部	2006年10月20日	2013年4月1日
119	災害時における避難所等の応急対策業務に関する協定書	町田電設工業協会	2010年1月27日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
120	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合町田支部	2010年1月27日	-
121		一般社団法人 町田市緑化協会	2012年2月20日	-
122	震災時における消火活動業務への協力に関する協定	細野コンクリート株式会社	2010年3月31日	-
123	町田市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	2017年1月1日	-
124	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	東京多摩葬祭業協同組合	2020年1月29日	-
125		神奈川県葬祭業協同組合	2020年1月29日	-

11 要配慮者支援

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
126	障がい者を対象とした避難所施設利用に関する協定書	東京都立町田養護学校（町田の丘学園）	2008年1月1日	-
127	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定	町田市ホテル・旅館業同業組合	2010年11月19日	-
128	災害時等における相互応援に関する協定	こうりん保育園	2017年5月10日	-
129	町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定書	社会福祉法人町田市社会福祉協議会 小田急交通南多摩株式会社 特定非営利活動法人町田ハンディキャプ友の会	2023年4月1日	-
130	町田市市民外出支援サービス事業協定書	社会福祉法人町田市社会福祉協議会 特定非営利活動法人町田ハンディキャプ友の会	2023年4月1日	-
131	町田市やまゆり号運行サービス事業協定書	小田急交通南多摩株式会社	2023年4月1日	-
132	避難行動要支援者名簿に関する協定	町田警察署	2023年11月24日	-
133		南大沢警察署	2023年11月24日	-
134		町田消防署	2023年11月24日	-
135		社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2023年11月24日	-
136		町田市民生委員児童委員協議会	2023年12月12日	-
137		鶴川地区社会福祉協議会	2023年12月12日	-
138		みなみ地区社会福祉協議会	2023年12月12日	-

12 飼育動物保護

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
139	災害時の飼育動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 東京都獣医師会 町田支部	2006年2月28日	-
140		市内開業獣医師（東京都獣医師会町田支部所属を除く）	獣医師により異なる	-

13 医療

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
141	災害時医療救援活動についての協定書	一般社団法人 町田市医師会	1977年7月1日	2013年4月1日
142	医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	一般社団法人 町田市医師会	1977年7月1日	2023年4月1日
143	災害時における応急医薬品等の調達に関する協力協定	一般社団法人 町田市薬剤師会	1980年3月19日	-
144	大規模局地災害時等における災害医療についての相互応援に関する協定	稲城市立病院 日野市立病院	1986年3月30日	-
145	災害時歯科医療救援活動についての協定書	公益社団法人 町田市歯科医師会	1996年4月25日	-
146	歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	公益社団法人 町田市歯科医師会	1996年4月25日	2023年4月1日
147	災害時における応急救護活動についての協力協定	公益社団法人 東京都柔道整復師会 町田支部	2001年2月21日	2011年5月2日
148	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	アルフレッサ株式会社	2014年12月17日	-
149		酒井薬品株式会社	2014年12月17日	-
150		株式会社スズケン 町田支店	2014年12月17日	-
151		東邦薬品株式会社	2014年12月17日	-
152		株式会社バイタルネット	2014年12月17日	-
153		株式会社メディセオ	2014年12月17日	-

14 無線・通信

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
154	東京都防災行政無線局設置等に関する協定	東京都	1979年4月1日	-
155	町田市防災行政無線移動系陸上移動局設置等に関する協定書	東京消防庁 町田消防署	1989年11月1日	-
156		警視庁 町田警察署	1989年11月1日	-
157		一般社団法人 町田市医師会	1989年11月1日	-
158	町田市防災行政無線移動系固定局の遠隔制御器設置等に関する協定書	町田市議会	1989年11月1日	-
159		町田市教育委員会	1989年11月1日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
160	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書	東京都	1990年12月21日	-
161	町田市防災行政無線局緊急放送要請に関する覚書	東京電力株式会社 相模原支社	1995年6月26日	2014年3月31日
162		東京電力株式会社 八王子支社	1995年6月26日	2014年3月31日
163	町田市防災行政無線局緊急放送要請に関する協定書	NTT東日本 東京西支店	1995年6月26日	-
164		東京ガスネットワーク(株) 東京西支店	1996年2月27日	-
165	町田市防災行政無線(固定系)戸別受信機の設置等に関する協定	町田市法人立保育園協会	2001年4月30日	-
166	災害用衛星携帯電話設置等に関する協定書	一般社団法人 町田市医師会	2005年10月25日	-
167	災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2007年1月31日	-
168		イツ・コミュニケーションズ株式会社	2007年1月31日	-
169	災害時における災害情報等の放送要請に関する協定	株式会社多摩テレビ	2007年1月31日	-
170	災害時における放送要請に関する協力協定	横浜エフエム放送株式会社	2007年3月28日	-
171		株式会社エフエムさがみ	2007年3月28日	-
172	「災害時における放送要請に関する協定」の運用に関する覚書	横浜エフエム放送株式会社	2012年3月29日	-
173		株式会社エフエムさがみ	2012年3月29日	-
174	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁 町田消防署	2008年3月25日	-
175	J:COM 緊急地震速報トライアルサービスに関する覚書	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2009年4月1日	-
176	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	2013年3月31日	-
177	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	MFF アマチュア無線クラブ	2015年12月1日	-
178	防災行政用無線局(固定系子局)の設置等に関する契約書	学校法人桜美林学園	2016年1月29日	-
179	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2020年2月20日	-
180	ケーブルサービス等を活用した災害情報の提供に関する覚書	イツ・コミュニケーションズ株式会社	2020年12月15日	-

15 都市復興

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
181	町田市の事前都市復興に関する共同研究基本協定	東京都公立大学法人(東京都立大学)	2022年12月26日	-

16 その他の災害時応援協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
182	災害時における協力に関する協定	日本郵便株式会社 鶴川郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
183		日本郵便株式会社 町田西郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
184		日本郵便株式会社 町田郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
185	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する町田市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設	2011年2月24日	-
186	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	2012年7月4日	-
187	災害時における理容活動に関する協力協定	東京都理容生活衛生同業組合町田支部	2013年12月24日	-
188	「町田消防署原町田分駐所」設置に関する協定書	東京消防庁	2018年3月2日	-
189	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	神奈川県 相模原市 NPO 法人 クライシスマップーズ・ジャパン	2019年2月5日	-
190	災害時等における行政手続の支援活動に関する協定	東京都行政書士会町田支部	2020年7月22日	-
191	災害時における町田市公金に係る取り扱い確認書	株式会社きらぼし銀行	2023年7月1日	-

